

一般社団法人坂井地区医師会  
ヘルパーステーション  
重要事項説明書

坂井地区医師会ヘルパーステーション

あわら市東善寺5-27（坂井地区医師会館内）

TEL (0776) 73-8390

FAX (0776) 73-8721

## 重 要 事 項 説 明 書

坂井地区医師会ヘルパーステーションは介護保険の指定（事業所番号1860890019）を受けています。

当坂井地区医師会ヘルパーステーションは、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。坂井地区医師会ヘルパーステーションの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意ください。また、ご契約者からご要望やご意見をいただくことを次の通り説明いたします。

### 1、事業者

1) 法人名	一般社団法人 坂井地区医師会
2) 所在地	福井県あわら市東善寺5-27
3) 電話番号	(0776) 73-5366 FAX (0776) 73-5363
4) 代表者	医師会会長 金 定基

### 2、事業所の概要

1) 事業所の種類	指定訪問介護事業所 平成12年4月1日開業 指定介護予防訪問介護事業所 平成18年4月1日開業
2) 事業所の目的	指定訪問介護は、介護保険法令に従いご契約者（利用者）の方が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
3) 事業所の名称	坂井地区医師会ヘルパーステーション
4) 事業所所在地	福井県あわら市東善寺5-27（坂井地区医師会館内） 電話（0776）73-8390 FAX（0776）73-8721
5) 管理者氏名	松川 雅代
6) 利用対象者	当サービスの利用は、原則として65歳以上の方及び40歳以上で特定疾病をもち、要介護認定の結果「要介護」と認定された方です。要介護認定をまだ受けていない方でも、サービスの利用は可能です。

### 運営の方針

ヘルパーステーションの介護職員は要介護状態になられた利用者の心身の特性を踏まえ、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。

また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な居宅介護サービスの提供に努めます。

### 3、坂井地区医師会が行っている事業一覧

坂井地区医師会	居宅支援事業所	平成11年10月指定
坂井地区医師会	訪問看護ステーション	平成5年7月指定
坂井地区医師会	デイサービスセンター	平成12年4月指定
坂井地区医師会	ヘルパーステーション	平成12年3月指定
坂井地区医師会	霞の郷訪問看護ステーション	平成12年3月指定

### 4、通常の事業実施区域

あわら市・坂井市

### 5、営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで
休業日	日、祝祭日、8月15・16日、12月30日～1月3日
営業時間	8:30～17:30
電話相談	24時間対応

休業日訪問や営業時間外訪問（7:00～21:00）については、相談に応じます。

### 6、職員の体制

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

（従業者の職種・員数）

- 1) 管理者（介護福祉士 兼務） 1名
- 2) サービス提供責任者（介護福祉士 兼務） 2名
- 3) 訪問介護員（介護福祉士、介護職員初任者研修修了者） 常勤換算3名以上

（職務内容）

- 1) 管理者・サービス提供責任者は、訪問介護の利用申し込みの調整、サービス実施状況の把握、従業者の管理、その他の管理を一元的に行います。
- 2) 訪問介護員は、利用者の居宅において身体介護、生活援助などの介護サービスの提供を行います。

### 7、当事業所が提供するサービス内容とサービス計画（訪問介護計画書）

- 1) 身体介護中心・・・利用者の身体に直接接触して行う介助で、自立支援を踏まえ日常生活動作や意欲向上のために行うサービスです。  
入浴介助、排泄介助、おむつ交換、身体清拭、食事介助、整容、洗髪、更衣、服薬介助、外出介助、通院介助、体位交換、常時介助できる状態で行う見守りなどを行います。
- 2) 生活援助中心・・・調理、掃除、洗濯、買い物などの日常生活の援助であり、利用者が独居、ご家族が障害・疾病などのため、ご本人やご家族が家事を行うことが困難な場合に行います。

掃除、洗濯、調理、買い物、整理整頓、シーツ交換、薬の受け取りなどを行います。（利用者本人への援助です。ご家族分に関する援助は除きます。）

〔訪問介護計画書〕

- 1) 利用者の心身の状況、日常生活全般の状況、環境及び希望を踏まえて、サービスの目標、目標達成のためのサービス内容等を作成いたします。
- 2) 利用者及びその家族に対して説明し、交付いたします
- 3) 実施内容、実施日時、実施回数は居宅サービス計画書（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえて行います。
- 4) 内容、回数、時間は、利用者と相談の上、ケアマネージャーに連絡し、調整いたします。また提供が困難な時には、適切な紹介に努めます。

## 8、サービス利用料金

### 〔介護保険法定内サービス〕

ケアプランに基づいてサービスを提供した場合の利用料は、介護保険負担割合に応じた額の支払いとなります。（1割、2割又は3割負担）

\* サービス利用に係る自己負担額（1回利用当たり）令和6年4月1日改定

サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	以降30分 増す毎に
身体介護（1割）	179円	268円	426円	624円	90円
（2割）	358円	536円	852円	1248円	180円
（3割）	537円	804円	1278円	1872円	270円
サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上			
生活援助（1割）	197円	242円			
（2割）	394円	484円			
（3割）	591円	726円			
サービスに要する時間	20分以上	45分以上	70分以上		
身体介護に引き続き 生活援助を行う場合 （1割）	72円	143円	215円		
（2割）	144円	286円	430円		
（3割）	216円	429円	645円		

\* 上記の料金は特定事業所加算（Ⅱ）の10%を基本報酬に乗じた金額となっております。

\* 初回訪問加算           （1割）200単位/月   （2割）400単位/月   （3割）600単位/月

\* 緊急時加算           （1割）100単位/回   （2割）200単位/回   （3割）300単位/回

- \* 生活機能向上連携加算（Ⅰ） （1割）100単位/月（2割）200単位/月（3割）300単位/月
- \* 生活機能向上連携加算（Ⅱ） （1割）200単位/月（2割）400単位/月（3割）600単位/月
- \* 特別地域加算はその月の合計利用料金に15%の加算をさせていただきます。
- \* 介護職員処遇改善加算Ⅰはご利用頂いたその月の合計利用料金の13.7%の加算、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰは6.3%の加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は2.4%の加算  
よって、ご利用頂いたその月の合計利用料金の22.4%の加算をさせていただきます。
- \* 早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）の場合は25%の加算となります。
- \* 2人の訪問介護員でサービスを行う場合は、2倍の料金となります。
- \* 要介護認定をまだ受けていない場合には、いったん全額をお支払いいただき、要介護の認定を受けた後、介護保険から払い戻されます。（償還払い）
- \* 介護保険法に基づく給付額に変更があった場合には、変更された額に合わせて、自己負担額を変更いたします。

### 〔介護保険法定外サービス〕

介護保険給付の使用限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の10割がご契約者の負担となります。

## 9、お支払い方法

ご利用料金は1ヶ月毎に計算し、翌月にご請求いたしますので、現金または口座引き落としにてお支払い下さい。

## 10、利用のキャンセル、変更、追加

ご契約者の都合により、サービスの利用をキャンセルまたはする場合には、前日午後6時までに事業所にお申し出ください。それ以降に利用のキャンセルを申し出た場合には、1250円のキャンセル料が発生いたします。ただし、利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

またサービスの変更、追加については、ご相談に応じます。

お申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご契約者の希望する日時に応じられない場合、他の利用可能日時を提示して協議いたします。

## 11、事故発生時の対応

事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。（契約書第17条に基づく）

## 12、災害発生時の対応

災害発生時や気象庁から警報が発令された場合には、訪問介護サービスが予定されていても従業員の到着を待たず一刻も早く避難をするなど、安全策をおとりください。

次の各号の一つに該当する時は、訪問介護サービスの訪問提供は行いません。

- ①気象庁から気象または地震、津波に関する警報が発令された時。
- ②原子力緊急事態宣言発出後に退避勧告または指示が出た時。
- ③交通機関等の遮断及び危険な状況と判断した時。
- ④事業所が災害に遭い、訪問介護サービスの提供が出来ない時。
- ⑤従業者が災害に遭い、訪問介護サービスの提供が困難になった時。

### 13、その他の重要事項

[守秘義務]

サービス従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。そしてこの守秘義務は契約が終了した後、及び従事者の退職後も継続いたします。

[高齢者虐待防止]

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。また、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを、市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者 松川 雅代 (管理者)

### 14、苦情申し立ての制度

(1) 苦情解決の体制及び手順

提供した介護支援に関わる利用者及びそのご家族からの相談や苦情を受け付けるための窓口を設置

**事業者の苦情受付窓口** (担当者) 松川 雅代

電話 73-8390 【24時間対応 年中無休】 FAX 73-8721

当事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。当事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

**第三者委員氏名・連絡先 顧問弁護士 金井 亨 電話 (0776) 22-7575**

(2) 行政機関苦情受付窓口

窓口の名称	窓口の所在地	電話番号	FAX番号	
坂井地区介護保険広域連合	坂井市坂井町上兵庫 40-15	72-3305	72-3306	
あわら市役所 健康長寿課	あわら市市姫3丁目 1-1	73-8022	73-5688	
坂井市役所	坂井市役所健康長寿課	坂井市坂井町下新庄 1-1	50-3040	66-2904
	三国総合支所福祉課	三国町中央1丁目 5-1	82-8903	82-3852
	丸岡総合支所福祉課	丸岡町西里丸岡 12-21-1	68-0805	67-0094
	春江総合支所福祉課	春江町随応寺 17-10	51-9404	51-9422
福井県国民健康保険 団体連合会	福井市西開発 4-202-1 福井県自治会館 4階	57-1614	57-1615	

